



未来を語る人が好きです
大同生命

死亡

重大
疾病

身体
障がい
状態

要介護
状態

入院
手術

この商品の保険料は一定要件のもと損金算入できますが、「保険金」や「解約払戻金」などは益金に算入されるため、原則、課税される金額は同額となり、節税効果はありません。
法人から役員などへの名義変更についても、原則、節税効果はありません。

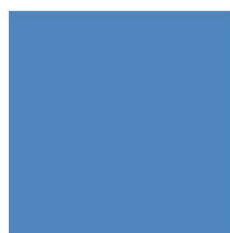
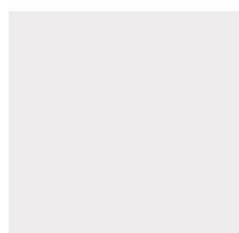
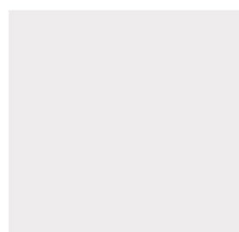
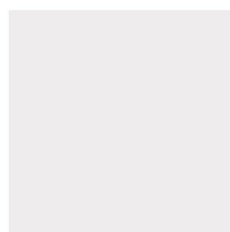
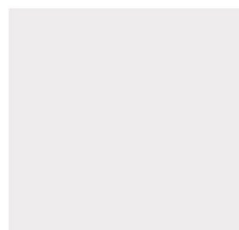
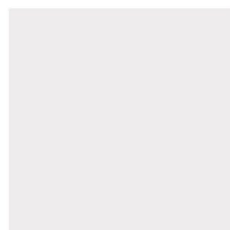
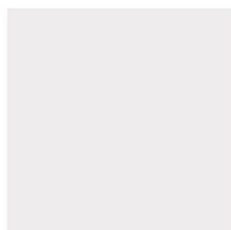
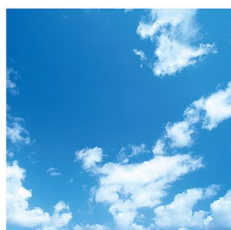
Dタイプ

保険料通減型

無配当通減定期保険(保険料通減・無解約払戻金型)

健康体割引

高額割引



保険本来の趣旨を逸脱する行為、例えば、「保険料の損金算入や課税時期の繰り延べによる法人税額の圧縮」を主たる目的とする保険加入や名義変更などは、税務署などからも租税回避行為と認識される可能性があることから、お勧めしておりません。

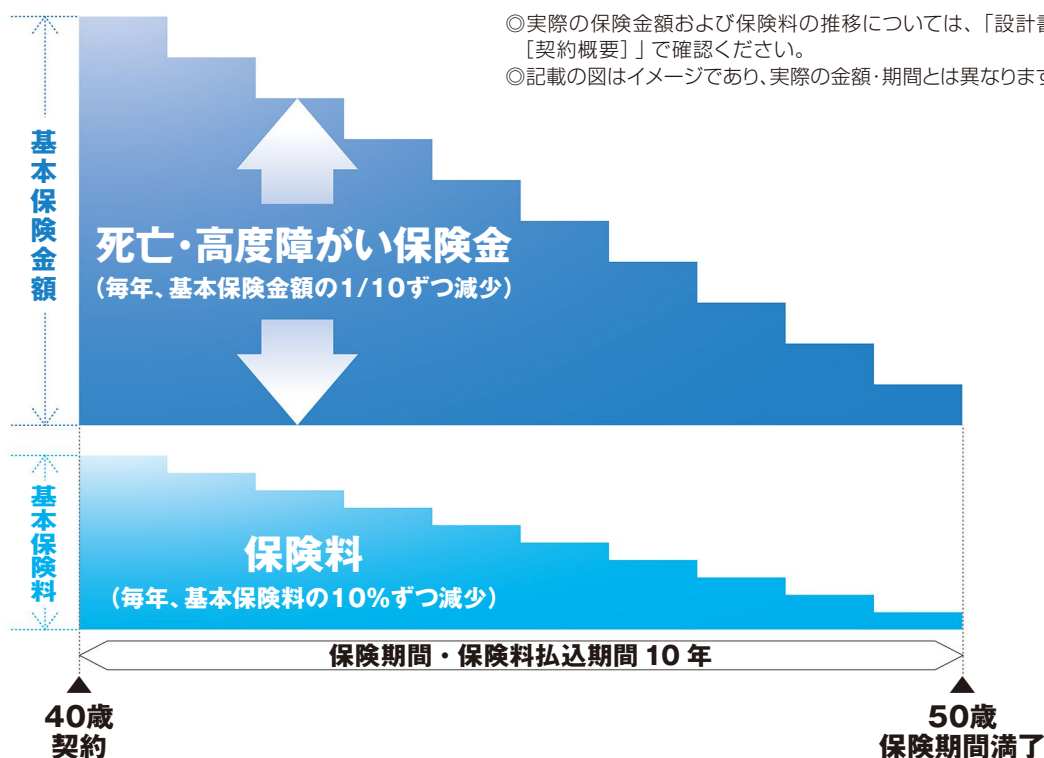
2022年12月版

ムダを省いた合理的な保障と コスト負担が減少していく安心 Dタイプ(保険料通減型)のしくみとポイント

しくみ

【契約例】

契約年齢：40歳
基本保険金額：10,000万円
保険期間：10年



ポイント

- 1 保険金額が毎年減少**
必要な金額を合理的に確保できます。
- 2 期間の経過に応じて保険料負担も減少**
契約後2年目から毎年保険料が減少します。
- 3 必要な時期にあわせた保険期間の設定が可能**
最短5年から1年単位で設定できます。
- 4 充実の割引制度**
健康体割引・高額割引があります。

Dタイプ(保険料通減型)の活用例

法人で加入



[このようなニーズに!]

- 借入金など債務の減少に応じた保障を合理的に確保したい
- 保障を確保したいが、コストは抑えたい
- 保障のコストを削減し、キャッシュフローを改善したい

[企業リスクに応じた必要資金の確保]

	死亡リスク
経営者 役員	死亡退職金・弔慰金
	借入金返済資金
	運転資金・事業承継資金

税務取扱のポイント(契約者・死亡保険金受取人=法人 被保険者=経営者・役員・従業員の場合)

- 法人が負担する保険料は全額損金に算入可能(法人税基本通達 9-3-5 による)
- ご遺族が法人から受取る「死亡退職金」は、「500万円×法定相続人数」まで非課税
残りの金額がみなし相続財産として相続税の対象(相続税法第3条、第12条)

個人で加入



[このようなニーズに!]

- 生活防衛資金に応じた保障を合理的に確保したい
- 住宅ローンなど借入金の残高に応じた保障を確保したい
- 保障と貯蓄を分け、合理的に準備したい

[リスクに応じた必要資金の確保]

死亡リスク
遺族生活資金
ローン返済資金
相続税納税資金

税務取扱のポイント

- ご遺族が生命保険会社から受取る「死亡保険金」は、「500万円×法定相続人数」まで非課税
残りの金額がみなし相続財産として相続税の対象(相続税法第3条、第12条)
- 法人から受取る「死亡退職金」とは別に、非課税枠が適用されます。

◎記載の税務取扱は2022年11月現在の税制に基づくものです。今後、税務の取扱が変わる場合もあり、将来を保証するものではありません。

●契約の流れ



Point

1 保険金額が毎年減少

- 被保険者が保険期間中にお亡くなりになったときは、**死亡保険金**をお支払いします。
- 給付責任開始の日以後に発生した**ケガ・病気**により、被保険者が保険期間中に約款所定の高度障がい状態（例、両眼の失明など）になられたときは、**死亡保険金と同額の高度障がい保険金**をお支払いします。（以後、契約は消滅します。）
- 死亡・高度障がい保険金は、契約後2年目から毎年一定割合ずつ減少します。なお、保険金額の計算方法は次のとおりです。

$$\text{基本保険金額} \times \left(1 - \frac{\text{経過年数} - 1}{\text{保険期間(年数)}} \right)$$

・「経過年数」は、契約日から保険金支払事由発生日までの年数（年末満切上げ）とします。



- ・保険金額の推移は「設計書[契約概要]」で確認ください。
- ・この保険には解約払戻金・満期保険金・配当金はありません。また、現金貸付（契約者貸付）、払済定期保険への変更はできません。
- ・高度障がい状態については、「**ご契約のしおり**」「**約款**」をご覧ください。

Point

2 期間の経過に応じて保険料負担も減少

- 保険料は、契約後2年目から毎年一定割合ずつ減少します。なお、保険料の計算方法は次のとおりです。

$$\text{基本保険料} \times \left\{ 1 - \text{保険料通減割合} \times \left(\text{経過年数} - 1 \right) \right\}$$

- ・「保険料通減割合」は次の算式で計算します。

$$\frac{1}{\text{保険期間(年数)}} \quad (\text{小数点第3位以下の端数は切捨て})$$

- ・「経過年数」は、第1回保険料は1年、第2回目以後の保険料は、契約日からその日を含めて、その保険料の払込期月の基準日の翌日以降、直後に到来する契約応当日の前日までの年数とします。

- 給付責任開始の日以後に発生した**不慮の事故**により、被保険者がその事故の日から180日以内の保険期間中に、約款所定の身体障がい状態（例、片眼の失明など）になられたときは、**以後の保険料の払込は不要**です。



- ・保険料の推移は「設計書[契約概要]」で確認ください。
- ・契約後に保険料払込期間を変更することはできません。
- ・身体障がい状態については、「**ご契約のしおり**」「**約款**」をご覧ください。

Point

3 必要な時期にあわせた保険期間の設定が可能

- 保険期間は5年～55年の範囲内で1年単位で設定できます。（契約年齢などにより、設定可能な保険期間が異なります。）
（例）法人：借入金の返済が完了するまで → 10年満期 個人：お子さまが大学を卒業されるまで → 20年満期



- ・契約後に保険期間を変更することはできません。

Point

4 充実の割引制度

健康体割引(健康体割引特約の付加)

契約時に健康体割引特約の付加を申し出いただき、保険金額や、被保険者の年齢、血圧・体格・尿検査の結果および喫煙の有無などが当社所定の基準を満たした場合に、保険料を割引きます。
(非喫煙者健康体保険料率の適用)

※「健康体」とは当社所定の基準に該当する被保険者の呼称であり、この基準に該当しない方が健康でないということではありません。

高額割引

契約時の基本保険金額が当社所定の基準を満たした場合、保険料を割引きます。



- ・健康体割引特約を付加するにあたって、「告知」「医師による診断」が必要です。
- ・基本保険金額の減額により、これらの割引が適用されなくなる場合もあります。

保険金額・保険料の推移

40歳男性／基本保険金額10,000万円／保険期間10年／口座振替月払保険料（主契約のみ）

※保険料は、契約年齢・契約内容などにより異なります。

保険年度	保険金額の推移	保 険 料 の 推 移	
		健康体割引を適用しない保険料率	非喫煙者健康体保険料率
1 年	10,000万円 (基本保険金額)	21,100円 (基本保険料)	15,700円 (基本保険料)
2 年	9,000万円	18,990円	14,130円
3 年	8,000万円	16,880円	12,560円
4 年	7,000万円	14,770円	10,990円
5 年	6,000万円	12,660円	9,420円
6 年	5,000万円	10,550円	7,850円
7 年	4,000万円	8,440円	6,280円
8 年	3,000万円	6,330円	4,710円
9 年	2,000万円	4,220円	3,140円
10 年	1,000万円	2,110円	1,570円

当社所定の団体(集団)の所属員(会員)の方は、団体・集団扱にて加入いただけます。



契約後に当該団体(集団)を脱退された場合には、個人扱(団体・集団扱ではない一般の契約)への変更が必要となることがありますので、ただちに大同生命あてご連絡ください。
個人扱に変更された場合、契約は継続いただけますが、保険料が引上げられることがあります。

指定代理請求制度のご案内

被保険者が受取人である保険金・給付金などについて、受取人が請求できない所定の特別な事情がある場合、指定代理請求人が受取人の代理人として、保険金・給付金などを請求することができます。なお、指定代理請求人は契約者が被保険者の同意を得て、契約の申込時などにあらかじめ指定します。

指定代理請求人を指定された場合には、指定代理請求特約の概要や代理請求できるケースなどを、契約者から指定代理請求人にお伝えください。

※法人が保険金・給付金の受取人である場合には、指定代理請求人を指定できません。

※指定代理請求特約の概要や代理請求できるケースなどは、「[設計書 \[契約概要\]](#)」「[ご契約のしおり](#)」「[約款](#)」をご覧ください。

ご検討・ご契約の際に必ず確認いただく資料

●法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと

法人向け保険商品のご検討に際し、特にご留意いただきたい事項(商品特性や税務取扱など)について記載しています。

●設計書 [契約概要]

保険商品の具体的な内容を理解いただくために必要な情報を記載しています。

●注意喚起情報

契約申込の際に、特に注意いただきたい事項を記載しています。(保険金・給付金が支払われない場合などの、お客さまに不利益となる事項も含まれています)

●ご契約のしおり

商品のしくみ・内容、諸手続などの重要な事項を記載しています。

【記載事項の例】

クーリング・オフ(契約申込の撤回など)／健康状態・職業などの告知義務／契約の解約

●約款

保険契約の内容(とりきめ)を記載しています。

保険種類を選択いただく際の参考資料

●大同生命の保険種類のご案内

大同生命が販売している保険商品の特徴やしきみなどを記載しています。この保険は「大同生命の保険種類のご案内」に記載されている**定期保険**です。

「大同生命の保険種類のご案内」は、大同生命の職員・募集代理店またはもよりの店舗にご請求ください。

●生命保険の契約にあたっての手引

「契約にあたってのポイント」「商品の選び方」「保障内容の見直し方法と留意点」などを、(公財)生命保険文化センターが公正・中立な立場から解説しています。

「生命保険の契約にあたっての手引」は、同センターのホームページ(<https://www.jili.or.jp/>)から、ご覧いただけます。

◎生命保険募集人について

大同生命の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと大同生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの申込に対して大同生命が承諾したときに有効に成立します。

◎この商品は、25歳～75歳の方にご加入いただけます。(保険期間などにより異なります。)

◎この資料は、**2022年11月現在の商品内容・税制**に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

◎ご検討・ご契約にあたっては、「[法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと](#)」「[設計書 \[契約概要\]](#)」「[注意喚起情報](#)」「[ご契約のしおり](#)」「[約款](#)」を必ずご覧ください。

◎保険加入のご検討に際しては、公的保険制度などについてもご確認ください。

■公的保険について(金融庁HP)

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>



引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社

本社(大阪) 〒550-0002 大阪市西区江戸堀1丁目2番1号

(東京) 〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号

<https://www.daido-life.co.jp/>

さあ、保険の新次元へ。

T&D 保険グループ

お問い合わせ先

大同生命コールセンター

0120-789-501 (通話料無料)

受付時間：9:00～18:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

2022年12月改訂

A-2022-0004(2022年11月16日)6/6

帳票番号 70499(2022.12-40) DAI